

建設現場等の遠隔臨場に関する実施要領

令和3年9月22日 制定

令和5年5月8日 改正

令和6年6月1日 改正

令和7年6月1日 改正

1 趣旨

本要領は、広島県土木建築局が発注する建設工事（以下、「工事」という。）及び測量・建設コンサルタント等業務（以下、「業務」という。）において、受発注者の業務効率化を図る目的として行う遠隔臨場の実施に関し必要な事項を定める。

2 用語の定義

遠隔臨場とは、受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等（アプリケーション又はサービス）を介して「段階確認」や「材料確認」、「立会」等（以下、「段階確認等」という。）を行うことをいう。

なお、上記以外（現場不一致や事故の報告等）でのモバイル端末等の活用を妨げるものではない。

3 対象工事及び業務

次に該当する工事及び業務を対象とする。

なお、通信環境が整わない現場や、工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、対象外とする。

(1) 遠隔臨場実施工事

ア 発注者指定型

請負対象設計金額5千万円以上の工事は、原則、発注者指定型で発注するものとする。

イ 受注者希望型

請負対象設計金額5千万円未満の工事は、原則、受注者希望型で発注するものとする。

(2) 遠隔臨場実施業務

全ての業務を対象とし、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できることとする。

(3) その他

発注者においても受発注双方の業務効率化を図るため、積極的な活用を検討することとし、必要と認める場合は受発注者間で調整の上、遠隔臨場の実施を指示することができる。

4 遠隔臨場の適応性

遠隔臨場の実施により受発注者双方の効率化の効果が見込める工種等を「遠隔臨場の適応性一覧表（案）」に示す。ただし、「遠隔臨場の適応性一覧表（案）」については、現場条件により適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではなく参考として扱い、受発注者間で協議の上、適応性を判断すること。

5 機器等の準備・仕様

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラの機器は受注者が準備、運用するものとする。

また、利用する Web 会議システム等の仕様については、発注者が保有する機器等で動作可能であり、かつ、発注者に新たな費用の負担が生じないものを受注者が選定し、事前に監督職員又は調査職員（以下、「監督職員等」という。）の了解を得るものとする。

なお、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラや既に使用している Web 会議システム等がある場合にはこの限りではない。

6 実施方法

(1) 事前協議

ア 遠隔臨場実施工事（発注者指定型）

受注者は、打合せ簿により、広島県の土木工事共通仕様書に定める段階確認等のうち遠隔臨場の適用項目（本要領を適用する段階確認等の項目）、使用する機器構成と仕様（現場にて使用する動画撮影用のカメラの機器と仕様、映像及び音声を監督職員へ配信するために使用する Web 会議システム等）、遠隔臨場の実施にかかる費用について、監督職員と協議するものとする。

協議が整った場合、受注者は、見積書を監督職員に提出するものとし、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。また、実施に当たり見積条件に変更が生じた場合、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

なお、遠隔臨場を実施できない（通信環境が整わない場合や現場条件等で遠隔臨場の実施による受発注者の業務効率化が見込まれない等）場合は、遠隔臨場を未実施としてよいものとするが、受注者は、打合せ簿にその理由を記載し、監督職員と協議するものとする。

イ 遠隔臨場実施工事（受注者希望型）・遠隔臨場実施業務

受注者は、遠隔臨場を希望する場合は、上記アと同様に、打合せ簿により、監督職員等と協議するものとする。

協議が整った場合、受注者は、見積書を監督職員等に提出するものとし、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。また、見積条件に変更が生じた場合、必要に応じて監督職員等と協議するものとする。

なお、発注者が遠隔臨場の実施を指示する場合は、監督職員等は、打合せ簿により指示することとする。その後、受注者は、上記アと同様に、打合せ簿により、監督職員等と協議するものとする。

(2) 施工計画書又は業務計画書への記載

受注者は、遠隔臨場の計画について、施工計画書又は業務計画書に記載し、提出する。

(3) 段階確認等の実施及び記録

ア 事前確認

動画撮影用のカメラと Web 会議システム等を利用することにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。

なお、監督職員等が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による段階確認等を実施する。

イ 現場の確認

現場における確認箇所の位置関係等を把握するため、受注者は実施前に現場周辺の状況を説明し、監督職員等は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

ウ 実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による実施結果の確認を得ること。

エ 記録

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録（画面キャプチャ等）を行う必要はない。

7 留意事項

遠隔臨場にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 施工計画又は業務計画時点では想定できなかった通信機器故障の可能性があると判断された場合（例えば、夏場の気温上昇等）は、受発注者間で協議して、遠隔臨場の実施可否を検討すること。
- (2) 受注者は、被撮影者である当該現場に従事する者に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (3) 撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。

動画撮影用のカメラの使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。

- (4) 受注者は、当該現場に従事する者のプライバシーを侵害する音声配信される場合があるため留意すること。
- (5) 受注者は、現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (6) 受注者は、公的ではない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置を行うこと。
- (7) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うこと。

対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

- (8) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。

8 費用

(1) 工事での取り扱い

遠隔臨場の実施にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上し、すべての間接費の対象外とする。

なお、従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場の実施にかかる費用は、受発注者間の協議を踏まえ、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。

(2) 業務での取り扱い

遠隔臨場の実施にかかる費用については、一般管理費等を含む全ての諸経費の対象外とする。

(3) 共通の取り扱い

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

ア 費用のイメージ

- (ア) 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- (イ) 撮影機器の設置費（移設費）
- (ウ) 通信費
- (エ) その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

※耐用年数は、次の国税庁 HP を参照

国税庁 HP＞税の情報・手続・用紙＞税について調べる＞タックスアンサー（よくある税の質問）＞タックスアンサーコード一覧＞No.2100 減価償却のあらまし＞関連リンク＞主な減価償却資産の耐用年数表

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/pdf/2100_01.pdf

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5年

ハブ、ルーター、リピーター、LANポート：10年

イ 留意点

費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応することとし、実施に必要な最低限の費用を計上すること。

9 土木工事成績評定・土木事業に伴う調査設計測量委託業務等成績評定

対象工事又は業務において遠隔臨場を未実施の場合も、土木工事成績評定又は土木事業に伴う調査設計測量委託業務等成績評定の減点は行わない。

10 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者間で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月22日から施行する。
- 2 令和5年5月8日改正については、令和5年5月8日から施行する。
- 3 令和6年6月1日改正については、令和6年6月1日以降の指名・公告等する工事及び業務から適用する。
- 4 令和7年6月1日改正については、令和7年6月1日以降の指名・公告等する工事及び業務から適用する。